

外国語教育指導助手派遣プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施にあたっての基本的事項

候補者の選定をもって契約締結が確定するわけではなく、仕様の協議を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。

2 業務概要

(1) 業務名

外国語教育指導助手派遣（単価契約）

(2) 目的

この要領は、外国語教育指導助手派遣の派遣事業者を公募型プロポーザル方式に基づき選定する場合の手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(3) 業務の概要

別紙「外国語教育指導助手派遣に関する基本仕様」のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 提案上限金額

令和 8 年度 97,250,000 円（税抜）

令和 9 年度 97,250,000 円（税抜）

令和 10 年度 97,250,000 円（税抜）

3 年間総額 291,750,000 円（税抜）

4 参加資格要件

地方自治法施行令第167条の4第1項及び八千代市財務規則第124条第1項に該当する者のか、次の各号に掲げる者はプロポーザルに参加することができない。

- (1) 「参加申込書」提出時点で八千代市競争入札参加資格者名簿登録していない者。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者、又はこのプロポーザルに係る公示日前6カ月以内に手形、小切手を不渡りした者。
- (3) 会社更生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所から更生手続開始決定がされていない者。
- (4) 民事再生法の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
- (5) 八千代市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けている者。
- (6) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者。
- (7) 令和5～7年度に学校教育法に定める小学校または中学校における外国語活動の指導実績を有していない者。
- (8) 労働者派遣事業の許可を受けていない者。
- (9) プライバシーマーク、情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)のうち、いずれも取得していない者。（どちらか一方を取得していれば参加可）

5 公告から契約締結までのスケジュール

公告

令和7年11月 4日（火）

質問書の提出期限

令和7年11月11日（火）

質問書の回答期限	令和7年11月19日（水）
参加申込書等の提出期限	令和7年11月26日（水）
提案書等の提出期限	令和7年12月5日（金）
ヒアリング	令和7年12月19日（金）
審査結果通知	令和8年1月上旬
契約締結	令和8年1月下旬

6 質問

（1）質問方法

質問書【様式1】に質問事項を記入の上、事務局あてに電子メールにて提出し、電子メール送信後、事務局に電話にて到着を確認すること。評価等に影響を及ぼすおそれがある質問は受け付けない。

（2）質問書の提出期限

令和7年11月11日（火）正午まで

（3）回答方法

令和7年11月19日（水）までに市ホームページにて公表するものとし、質問がなかつた場合は、その旨を公表する。

（4）その他

質問は各社1回限りとし、質問に対する再質問は受け付けない。

7 参加申込書等の提出

（1）提出書類

- ① 参加申込書【様式2】（1部）
- ② 労働者派遣事業の許可番号が記載された許可書（写し1部）
- ③ プライバシーマーク付与事業者、または情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価の認証取得事業者であることが分かる証明書等（写し1部）
- ④ 令和5～7年度分の、他自治体及び学校法人等における外国語活動の指導実績が分かるもの（任意様式）

（2）提出期限 令和7年11月26日（水）正午まで

※持参または郵送（郵送の場合は配達の記録を確認できる郵送方法に限る。）

（3）提出先 「14 事務局」に同じ

8 提案書等の提出

（1）提出書類

- ① 提案書（原本1部 副本9部）
- ② 見積書（任意様式1部）

（2）提出期限 令和7年12月5日（金）正午まで

※持参または郵送（郵送の場合は配達の記録を確認できる郵送方法に限る。）

（3）提出先 「14 事務局」に同じ

9 提案書作成上の留意事項

提案書は任意様式とするが、以下の項目・内容について、順番通りに記載すること。

（1）法人の概要、実績、財政基盤等

（2）効果的な外国語教育指導助手派遣について

- ① 外国語教育指導助手（以下ALT）派遣業務に対する会社の方針、経営理念

- ② ALT の学校への派遣実績
- ③ ALT の採用基準
 - ※「外国語教育指導助手派遣に関する基本仕様」における「2 業務内容に係る仕様」，「(2) 派遣労働者の資格・条件」のうち特に「②」と「⑥」について
- ④ ALT の育成計画
 - ※「外国語教育指導助手派遣に関する基本仕様」における「2 業務内容に係る仕様」，(3) 派遣事業者の行う業務」のうち特に「③」について
- ⑤ ALT 確保のための取組
 - ※ALTに対するサポート体制（ALTの離職防止に向けた取組含む）
- ⑥ 授業前の準備
 - ※外国語の授業準備や、教員との打ち合わせ等における強み及び効果等（提供できる教材や、コミュニケーションツール等含む）
- ⑦ 授業中の指導
 - ※外国語の授業中における強み及び効果等（オンライン英会話等のサービス含む）
- ⑧ 授業外の指導
 - ※体験的に英語を学習するイマージョン教育に対する、外国語の授業以外の対応範囲と考え（体験的に英語を学習できるイベント等含む）
- ⑨ 連絡体制
 - ※「外国語教育指導助手派遣に関する基本仕様」における「2 業務内容に係る仕様」，「(3) 派遣事業者の行う業務」の「⑦」について
- ⑩ 安心・安全な事業運営体制
 - ※本市（学校、児童生徒、保護者含む）に関するトラブルや苦情対応に対する体制
- ⑪ 教員に対する研修

1.0 提案書に関する注意事項

- (1) 書式はA4判・縦型・横書きとし、「令和7年度 外国語教育指導助手派遣 事業者選定における提案書」と表紙をつけること。
- (2) 提案書は、必須事項の他に、内容項目の追加及び補足・詳細説明のための添付資料等の構成については自由とし、両面印刷でA430枚以内とする。
- (3) 提出部数は、原本1部・副本9部とする。ただし、原本は事業者名入り、副本は事業者名をすべて抜くこと。
- (4) 提出された提案書は、本事業の審査の目的だけに使用し、選定業者決定後は原本を市で保管、副本9部は廃棄する。
- (5) 提案の内容は、提案限度額の範囲内で履行できる内容とする。
- (6) 見積書は、提案上限金額の範囲内で、交通費、保険料、研修費及びコンサルタント料など、業務に係る一切の費用を含めたものとし、消費税相当額を明記すること。提案書に有料サービスの紹介を入れる場合は、費用を明記すること。
- (7) 見積書については、任意の様式とし、提案書とは別の封筒に入れて提出すること。

1.1 審査方法等

- (1) 審査方法
「外国語教育指導助手派遣事業者選定委員会設置要領」に基づき、「外国語教育指導助手派遣事業者選定委員会」を設置、提案書類提出事業者に対しヒアリング審査を厳正かつ公平に行う。
- (2) 審査基準
審査は、外国語教育指導助手派遣事業者選定審査票に基づき実施し、最高点を獲得した事業者を1者選定する。

1.2 ヒアリングの実施方法

- (1) 日時 令和7年12月19日（金）
プレゼンテーションの開始時刻は、参加者ごとに別途通知する。
- (2) 場所 八千代市教育委員会 2階 大会議室
- (3) 出席者 5名以内。ただし今後本市との連絡・調整に際し涉外の担当となる者（コーディネーター）は必ず参加すること。
- (4) 提案時間 30分（提案書説明20分、質疑応答10分程度とする）
- (5) その他 プrezentationの内容は、提出した提案書の内容とし、追加提案の説明は認めない。なお、提案書に記載される指導ツールの持参・提示は可能とする。提案説明に必要な資機材は各自で準備をすること。ただし、提示用モニター、ホワイトボード、電源用延長コード類は事務局にて準備する。
- (6) 結果通知 すべての参加者に対して文書で通知する。（令和8年1月上旬予定）

1.3 その他留意事項

- (1) 参加申込書が提出されていない者の提案書は、受理しない。
- (2) 本プロポーザル実施要領及び提案書作成についての内容に合致しない場合は無効とし、失格とする。
- (3) 提案書受理後の追加・変更等は、認められない。
- (4) 本プロポーザルに関して、虚偽の事実が判明した場合は無効とし、失格とする。
- (5) 書類の作成、提出及びヒアリングに要する費用は、参加者側の負担とする。
- (6) 本プロポーザル申し込み後に参加を辞退する場合は、参加辞退書を提出すること。
- (7) 選定経緯及び選定結果についての異議申し立ては受け付けない。
- (8) 候補者として選定された事業者と契約条件の確認を行うが、当該交渉が不調の場合は、順位付けを行った上位の事業者から順に契約条件の確認を行う。

1.4 事務局

〒276-0045 千葉県八千代市大和田138-2

八千代市教育委員会指導課（担当：井口）

電話番号 047-481-0301

電子メール shidou@yachiyo.ed.jp